

厚木市委託化等導入に関するガイドライン

平成29年3月策定

令和5年3月改訂

1 これまでの経緯

(1) 国の動向

- ア 平成11年 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」を制定

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- イ 平成15年 地方自治法の一部改正により指定管理者制度を導入

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- ウ 平成18年 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を制定

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

- エ 平成27年 「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。

オ 令和4年 「経済財政運営と改革の基本方針2022」を閣議決定

(PPP/PFIの活用等による官民連携の推進)

民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を抜本的に強化する。今後5年間で、PPP/PFIが自律的に展開される基盤の形成に向けた「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促す。その際、交付金等について、PPP/PFIの活用がより促進されるよう制度改善を検討する。

(2) 厚木市の取組

本市では、国の民間活力の活用に向けた取組を踏まえ、平成17年度に「委託化等推進のための基本方針」を策定し、『「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、民間企業や市民団体等に、市が実施する具体的な事務事業のうち、市民活動及び民間経営手法等を活用することにより、サービスの向上やコストの節減等を図ることができるとについては、委託を進めるものとする。また、公の施設の管理に関しては、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の導入について検討するものとする。』という考え方を示しました。

この方針に基づき、平成18年度に市営自転車等駐車場やふれあいプラザ、文化会館、体育施設などの維持管理・運営業務に指定管理者制度を導入したほか、平成23年から平成26年にかけて市民課や国保年金課、介護福祉課などの窓口業務の委託化などに取り組んできました。

それ以降、基本方針の見直し及び実施計画の策定等を定期的に行い、委託化及び指定管理者制度（以下「委託化等」という。）の継続的な推進と新たな業務への導入検討などに取り組んできました。また、平成29年には、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法を導入するための「厚木市PPP/PFI手法導入の優先的検討に関する要綱」を策定し、PPP/PFI手法導入の検討を行っています。

・【参考資料1】これまでの主な取組

2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、業務の委託化等を積極的かつ計画的に推進するための指針とするものです。

なお、平成29年11月に策定した「厚木市委託化等導入に関するガイドライン」を改訂するものです。

3 委託化等推進に当たっての基本的な考え方

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、市が直接実施する必要性がある業務を除く業務について委託化を推進するとともに、公の施設の維持管理・運営業務に関しては、民間事業者の専門性やノウハウ等を活用することにより、多様化する市民ニーズに的確に対応することで利用者満足度の更なる向上を図るため、「指定管理者制度導入(更新施設・新規導入施設)に係る基本方針」に基づき、指定管理者制度の導入を推進するものとします。

なお、委託化等の推進に当たっては、民間活力を活用することにより、「市民サービスの向上」、「効率的な業務の遂行」、「人的資源の最適化」及び「経費の削減」の4つの視点による効果を整理するなど総合的な検討を行い、委託化等導入の可否について判断するものとします。

【委託化等の推進に当たっての4つの視点】

(1) 市民サービスの向上

民間事業者が持つ専門性やノウハウ等を活用することにより、より質の高いサービスの提供につながるか。

(2) 効率的な業務の遂行

民間事業者の高度な知識・技術等を活用することにより、効率的な業務遂行が期待できるか。

(3) 人的資源の最適化

委託化等により、民間活力を効果的に活用することで捻出された人的資源を真に必要なとされる業務やサービスに配置することができるか。

(4) 経費の削減

職員（市）が行う場合に要する経費と比較して、節減につながるか。

4 委託化等に係る留意事項

委託化等の推進に当たっては、次の項目について留意するものとします。

(1) サービス水準の確保

各事業において確保すべきサービスを明確にし、委託化等によって市民サービスが低下することのないよう、サービス水準の確保に努めること。また、指定管理者制度を導入している施設については、モニタリングの実施等により、サービス水準が確保されているか定期的に評価を行うこと。

(2) 公権力の行使の範囲の明確化

公権力の行使の範囲を踏まえ、委託できる業務と委託できない業務を明確にすることで、委託業務の範囲を明確にすること。

(3) 指揮命令の範囲の確認

委託契約に当たっては、委託者である市から受託先の従事者に対して、直接指揮命令することが認められていません。したがって、指揮命令とならないよう業務の範囲や役割分担などを明確にすること。

特に、受託先の従事者が公権力の行使に関連する業務を行う際には、職員から指揮命令を受ける状況になりやすいので注意すること。

(4) ノウハウ等の維持・継承

民間事業者の持つ専門的な技術力等を最大限活用しつつ、これまで行政内部で蓄積してきた知識、技術、ノウハウの更新及び継承に努めること。また、特定の民間事業者によりノウハウ等が蓄積することにより新規参入が阻害されることのないよう配慮すること。

(5) 競争性・透明性・公平性の確保

受託先の選定に当たっては、競争原理を効果的に引き出すことができる選定方法を検討するとともに、選定手続きの公平性・透明性を確保すること。

5 委託化等を推進する具体的な業務

本市では、これまで公権力の行使を除き委託化が可能な業務（②専門定型業務）である市民課や国保年金課、介護福祉課などの窓口業務、また、専門性を要しない定型的業務（④汎用定型業務）である清掃や警備、システム保守、封入封函などの業務を委託化するとともに、総合管理業務を委託していた施設への指定管理者制度の導入に取り組んできました。

今後も、次の方向性に基づき、委託化等の推進を図ります。

【業務分類】

①専門非定型業務 ・専門性のある判断が求められるため、職員が実施すべき業務 業務例：予算編成、人事、政策立案、経営企画、広報広聴、相談業務など	②専門定型業務 ・公権力の行使を除き、委託化が可能な業務 業務例：住基窓口、国保窓口、介護保険窓口、税務窓口 会計・出納、統計など
③汎用非定型業務 ・指揮命令が必要であるが、会計年度任用職員や非常勤職員での実施が可能である業務 業務例：選挙事務、保育所、福祉サービス、事務補助など	④汎用定型業務 ・既に委託化等を実施している業務（委託の拡大を含む。） 業務例：施設の総合管理業務、清掃、警備、ごみ収集、給食調理、システム保守、封入封函など

【委託化等の推進に当たっての方向性】

(1) 委託化を推進する業務

「④汎用定型業務」については、委託化を推進する業務とします。

(2) 委託化を検討する業務

「②専門定型業務」のうち、窓口業務については、委託業務の拡大や集約、新たな委託化について検討するものとします。また、「③汎用非定型業務」については、委託化の可能性について検討する必要がある業務とします。

(3) 指定管理者制度を導入する業務

「④汎用定型業務」のうち、単年度の運営等に係る事業費が1億円以上の公の施設の維持管理・運営業務については、指定管理者制度の導入を検討するものとします。

【委託化の検討対象としない事業等】

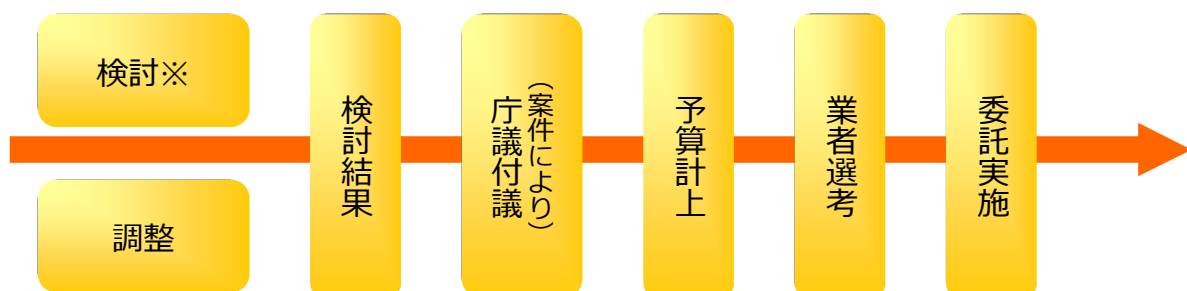
- 1 法令の規定等により市が直接実施しなければならないもの。
- 2 許認可等の公権力の行使（指定管理者は除く。）に当たるもの。
ただし、これに付随する定型的な事務事業など、公権力の行使に直接関与しない部分については、関係法令に抵触しない範囲について委託化の検討を行う。
- 3 政策・施策の企画立案・調整・決定など、市自ら判断する必要があるもの。
- 4 公正性や公平性の確保、個人情報保護のため、市が直接実施すべきもの。
ただし、契約において機密保持等を明記することにより、これらの問題を回避できる場合を除く。

6 具体的な取組

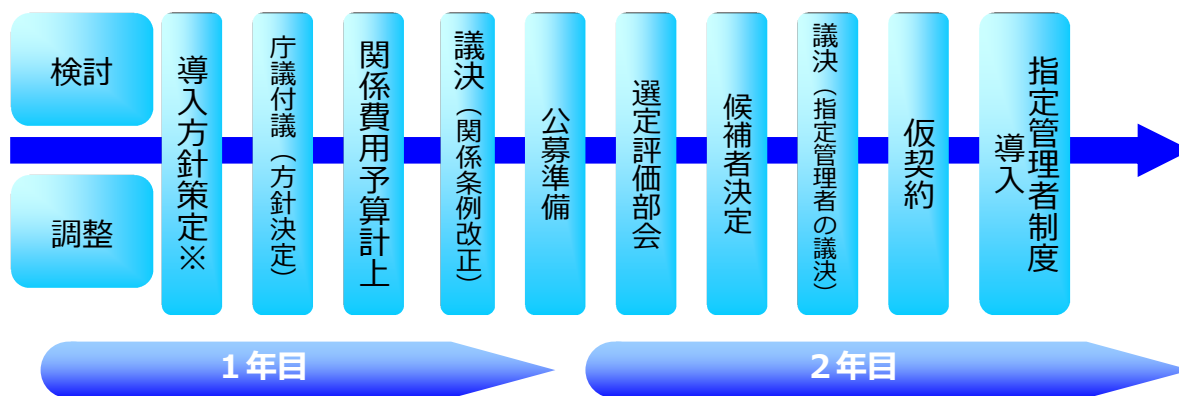
委託化等の導入に取り組む事業等及びその具体的な内容については、別途「厚木市委託化等導入に関するアクションプラン」で定めるものとします。

7 導入までの流れ

(1) 民間等への業務委託



(2) 公の施設の維持管理・運営に係る指定管理者制度の導入



※導入方針策定に当たり、庁内検討組織（PPP/PFI検討委員会）で検討を行います。

(3) その他

「厚木市PPP/PFI手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づき、次の事業については、PPP/PFI手法導入の検討を行うものとします。

- ア 建設、製造又は改修に係る事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備等に関する事業
- イ 単年度の運営等に係る事業費が1億円以上の公共施設等の整備等に関する事業

8 効果の検証と見直し

既に委託を実施している事業等については、委託契約の更新に併せ、その効果等を検証し、継続して委託を実施するか等総合的に判断するとともに、必要に応じて委託内容や委託料を見直すものとします。また、指定管理者制度を導入している公の施設についても、指定管理者の更新に併せ、利用者の意見や費用対効果など様々な角度から、指定管理者による管理を検証し、継続して指定管理者による管理とするか等総合的に判断するものとします。

なお、委託又は指定管理者制度から市直営事業とする場合は、直営とする理由などの検討経過を明確にするものとします。

また、本ガイドラインについては、国の動向や社会経済状況の変化を踏まえ、定期的に見直すこととします。

これまでの主な取組

1 窓口業務の委託化

所管課	開始時期	業務等
市民課	平成21年7月	戸籍・住基入力等の事務
	平成24年7月（拡大）	受付業務
	平成25年10月（拡大）	住民異動届内容確認事務等業務
	平成26年10月（拡大）	手数料収納等業務
国保年金課	平成26年1月	国保保険料係の窓口業務の一部 （窓口事務・電話受付）
	平成31年4月（拡大）	国保給付係の窓口業務の一部 （窓口事務・電話受付）
	令和3年4月（拡大）	国保給付係の窓口業務（一部を除く。） 国民健康保険の資格、給付等窓口事務・電話受付
介護福祉課	平成26年10月	認定業務、窓口受付事務
中央図書館	平成23年4月	書庫出納、窓口業務等
	平成26年4月（拡大）	調査・相談窓口、一部行事の運営
	平成29年4月（拡大）	図書展示、職業体験対応

2 指定管理者制度

施設名	導入時期
市営自転車等駐車場	平成18年4月
ふれあいプラザ	
文化会館	
東町スポーツセンター	
及川球技場	
猿ヶ島スポーツセンター	
南毛利スポーツセンター	
老人憩の家	
白山集会所	
岡田集会所	
荻野運動公園	平成21年4月
市営自動車駐車場	平成23年4月

3 施設整備に係るPPP/PFI手法導入の検討

事業名等	整備手法
(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業	PFI (BTO方式)
厚木市ふれあいプラザ再整備事業	PFI (BTO方式)
厚木市複合施設整備事業	PPP (DB+O方式)
厚木市文化会館改修事業	PFI (RO方式)
厚木市立依知南小学校施設整備 厚木市立緑ヶ丘小学校施設整備	PPP (DB方式)